

第 75 回岩手県環境影響評価技術審査会

日 時 平成 29 年 12 月 14 日 (木) 13:30～

場 所 盛岡地区合同庁舎 8 階 講堂 C

次 第

1 開 会

2 議 事

- (1) (仮称) 岩泉有芸風力発電事業環境影響評価方法書について
(資料No.1～資料No.4)
- (2) 岩手洋野における風力発電事業 (仮称) 計画段階環境配慮書について
(資料No.5～資料No.7)
- (3) その他

3 閉 会

【配付資料】

資料No.1：(仮称) 岩泉有芸風力発電事業に係る環境影響評価手続状況

資料No.2：(仮称) 岩泉有芸風力発電事業環境影響評価方法書に対する意見 (宮古市、岩泉町)

資料No.3：(仮称) 岩泉有芸風力発電事業環境影響評価方法書意見の概要

資料No.4：(仮称) 岩泉有芸風力発電事業環境影響評価方法書に対する委員からの事前質問・意見及び事業者回答

資料No.5：岩手洋野における風力発電事業 (仮称) に係る環境影響評価手続状況

資料No.6：岩手洋野における風力発電事業 (仮称) 計画段階環境配慮書に対する意見 (洋野町)

資料No.7：岩手洋野における風力発電事業 (仮称) 計画段階環境配慮書に対する委員からの事前質問・意見及び事業者回答

第75回岩手県環境影響評価技術審査会 出席者名簿

【委員】

【敬称略・50音順】

氏名	職名	備考
石川 奈緒	岩手大学理工学部助教	×
伊藤 歩	岩手大学理工学部准教授	○
久保田 多余子	国立研究開発法人森林研究・森林整備機構企画部研究企画科企画室長	×
齊藤 貢	岩手大学理工学部准教授	○
佐藤 きよ子	元一関工業高等専門学校教授	○
佐藤 久美子	八戸工業高等専門学校准教授	×
島田 卓哉	国立研究開発法人森林総合研究所東北支所研究グループ長	○
鈴木 まほろ	岩手県立博物館専門学芸員	×
高根 昭一	秋田県立大学システム科学技術学部准教授	○
鷹 鶯 紅子	有限会社鷹鶯建築設計事務所代表取締役	○
中村 学	岩手県立盛岡第一高等学校指導教諭	○
平井 勇介	岩手県立大学総合政策学部講師	○
平塚 明	岩手県立大学総合政策学部教授	○
由井 正敏	東北鳥類研究所所長	○

【事務局】

氏名	職名	備考
小野寺 宏和	環境保全課 総括課長	
藤村 朗	環境保全課 環境影響評価・土地利用担当課長	
佐藤 高久	自然保護課 自然公園担当課長	
菊池 恭志	環境保全課 主任主査	
吉田 拓司	環境保全課 技師	
山岸 孝気	県民くらしの安全課 技師	
池田 享司	資源循環推進課 主査	
千葉 隆一	自然保護課 主任主査	
高橋 香菜子	都市計画課 技師	
福地 千春	建築住宅課 主査	
本山 信一	環境保全課 主査	
熊谷 綾子	環境保全課 主査	

(仮称) 岩泉有芸風力発電事業に係る環境影響評価手続状況

事業の名称	(仮称) 岩泉有芸風力発電事業	
適用区分	法第1種	
事業の種類	風力発電所の設置	
事業の規模	出力 46,000kW	
事業の実施区域	岩泉町	
事業者の名称	SGET 岩泉ウインドファーム合同会社	
環境影響評価手続者	同上	
配慮書	提出	平成29年 1月26日
	縦覧期間	平成29年 1月27日～平成29年 2月27日
	住民等の意見書の提出期間	平成29年 1月27日～平成29年 2月27日
	技術審査会の審査	平成29年 3月23日
	知事意見の送付	平成29年 3月31日 (期限：平成29年 3月27日) ※60日程度
方法書	提出	平成29年 7月18日
	縦覧期間	平成29年 7月19日～平成29年 8月18日
	住民等の意見書の提出期間	平成29年 7月19日～平成29年 9月 1日
	説明会	平成29年 8月 8日～平成29年 8月 9日
	意見の概要書の提出	平成29年 9月21日
	技術審査会の審査	平成29年12月14日
知事意見の送付	平成29年12月 日 (期限：平成29年12月20日) ※90日	

環 第 305 号

平成 29 年 11 月 1 日

岩手県知事 達増 拓也 様

宮古市長 山本 正徳

(仮称) 岩泉有芸風力発電事業環境影響評価方法書に対する意見について (回答)
平成 29 年 9 月 22 日付環保第 283 号で照会のありました標記の件について、別紙のとおり回答いたします。



〒027-8501

宮古市市民生活部環境課

電話 0193-68-9078

(仮称) 岩泉有芸風力発電事業環境影響評価方法書に対する意見

1 環境影響評価方法書 P153「第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果」において、「現段階では、工事の実施による重大な環境影響は対象としない」との記載があり、今後、計画が熟すにつれ具体的な事業内容や対策が示されるものと思われるが、今後の事業精査、環境アセスメントの手続において、下記に留意されたい。

① P14「2.交通に関する事項 (1)工事用道路」について、既存道を最大限活用し、カーブ部分の拡幅等は、最小限にとどめる計画とあるが工事完了後の拡幅の復元は想定しているか。

施設稼働後の管理用道路として活用すると思われるが、雨水等が路面を流れ災害を誘発する恐れがあることから、必要以外の部分は復元(埋め戻し)が必要と思われる。

② P17「3.その他の事項 (4)工事中の排水に関する事項 ①雨水排水」について、今回の風力発電事業実施予定地周辺は、平成28年8月に襲来した台風10号による記録的な豪雨により未曾有の被害を受けた地域である。特に事業実施予定地に接する峠ノ神山は、降雨5時間で357mmの猛烈な雨量を観測しており、雨水が木材搬出用の作業道を流れ、土石流となり河川等へ流出し、流域の岩泉町と宮古市で甚大な被害が発生した。

雨水対策については、沈砂池を設置すると記載されているが、想定した雨量を示されたい。

また、沈砂池の機能を維持するため、池に溜まった土砂の浚渫等、常時の維持管理が必要と思われる。

③ P18「3.その他の事項 (4)工事中の排水に関する事項 ②生活排水」について、「対象事業実施区域内に設置する予定の仮設工事事務所からの生活用水は、近隣施設の公共下水道を利用し排水する」とあるが、事業予定地付近は山中であり、公共下水道施設は、存在しないと思われる。

2 当該事業は、P338「(5)配慮書提出後における事業承継の経緯について」に示されているとおり、㈱システムズが計画段階環境配慮書を提出後に、平成29年2月22日付でSGET岩泉ウインドファーム合同会社に譲渡した事業である。

方法書には送電線の具体ルート図等は示されていないが、前事業者である㈱システムズから、送電線の宮古市内への延伸の計画が示されており、当市の所管する公共牧場内を通る計画となっていることから、以下の事項について措置を講ずるとともに、方法書において言及されたい。

- ① P13 「(3)主要な工事の方法及び規模 ②電気工事」について、「東北電力株式会社の変電所へ連結」「変電所から風力発電機までは、鉄塔を設置し架線又は地下埋設させる予定」とあるが、具体ルート図を示されたい。
 - ② P53 「(1)動物相の概要」の項にも言及があるが、対象事業実施区域の南東（2次メッシュ内）にはイヌワシの生息が確認されている。送電線工事の計画にあたっては、日本野鳥の会宮古支部の意見を聞く等、ルート及び工法において希少生物への影響についての十分な調査を行うとともに保護計画を示されたい。
 - ③ 送電線設置に伴い、当市の所管する公共牧場内又は周辺で工事、部材運搬、発生土処理等を行う場合、放牧牛及び牧草の植生、水源への影響、牧野組合等の地域住民の生活への影響と、その対策について示されたい。また、送電線設置の影響で荒廃裸地にならない対策、土砂流出等が起きない対策についても示されたい。
 - ④ 送電線の延伸に伴い、宮古市内に計画区域が広がる場合、送電線の維持管理においては既存の市道、林道を利用せざるを得ないと思われるが、既存の道路は道幅が狭く、冬期間は除雪を行わない道路である。維持管理に係る具体的な進入計画、冬期間の降積雪対策、地域住民の日常利用を妨げない対策について示されたい。
 - ⑤ 送電線の延伸に伴い、宮古市内に計画区域が広がる場合、万が一事業撤退となった場合の機器材や構築物の撤去方法、現状回復案を示されたい。
- 3 方法書では、詳細な工事個所や具体的な工事内容は示されておらず、加えて宮古市側で計画する送電線設置計画の内容も記載されていないが、今後の事業内容の精査において、昨年の壮絶な山津波による災害を教訓とし、事業実施に伴う森林の伐採、斜面の切り崩し、道路開削等が山地崩壊などの自然破壊の原因とならないよう、環境保全について最大限の配慮をお願いしたい。



岩 政 第 2 2 3 号
平成 29 年 10 月 18 日

岩手県知事 達 増 拓 也 様

岩泉町長 伊 達 勝 身

「(仮称) 岩泉有芸風力発電事業環境影響評価方法書」に対する意見について
(回答)

平成 29 年 9 月 22 日付け環保第 283 号で照会のありました標記について、下記のとおり意見を提出いたします。

記

1 意見

- (1) 環境影響評価を行う過程において新たな事情が生じた場合は、必要に応じて項目及び手法等を見直すとともに、最新の知見を取り入れながら追加的に調査、予測及び評価を行うなど適切に対応していただきたい。
- (2) 計画事業を進めるにあたっては、地域住民の理解や有識者の意見を得ながら、周辺の環境保全や動植物の保護に最大限配慮していただきたい。
- (3) 対象区域の一部は、当町の簡易水道施設水源に隣接する場所と見込まれることから、水質に悪影響を与えることのないよう適切に対応していただきたい。
- (4) 対象区域周辺には、国指定天然記念物であるイヌワシの飛来や、希少植物の生育が確認される可能性があるため、モニタリングなどの調査を実施した上で、有識者からの意見を得ながら実施していただきたい。
- (5) 工事用道路に関して、家畜放牧地内の道路の一部を使用する計画とみられるため、牧道の管理者である当町や、放牧を運営する団体と十分に協議のうえ、放牧に支障が生じないよう適切に対応していただきたい。



【担当】

政策推進課 政策推進室

TEL : 0194-22-2111 (内線 405)

FAX : 0194-22-3562

(仮称) 岩泉有芸風力発電事業
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

平成29年9月

SGET 岩泉ウインドファーム合同会社

目次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	8
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	8
(1) 公告の日	8
(2) 公告の方法	8
(3) 縦覧場所	9
(4) 縦覧期間	9
(5) 縦覧者数	9
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催.....	10
(1) 公告の日及び公告方法	10
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数.....	10
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握.....	11
(1) 意見書の提出期間	11
(2) 意見書の提出方法	11
(3) 意見書の提出状況	11
第2章 環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解	12

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書を公告の日から起算して1月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

平成29年7月19日（水）

(2) 公告の方法

①日刊新聞紙による公告（別紙1参照）

下記日刊紙に「公告」を掲載した。

・平成29年7月19日（水）付 岩手日報

※平成29年8月8日（火）、9日（水）に開催した説明会についての公告を含む

②地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ

下記広報誌に「お知らせ」を掲載した。

・広報いわいずみ 平成29年7月15日発行（お知らせ版）（別紙2-1参照）

・広報みやこ 平成29年7月15日号（第286号）（お知らせ版）（別紙2-2参照）

③インターネットによるお知らせ

平成29年7月19日（水）からSGET岩泉ウインドファーム合同会社のウェブサイト
に「お知らせ」を掲載した。

・SGET岩泉ウインドファーム合同会社 ウェブサイト（別紙3参照）

<http://www.sget.co.jp/iwaizumi>

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎の計 3 箇所において縦覧を行った。また、インターネットの利用により縦覧を行った。

①関係自治体庁舎での縦覧

- ・岩泉町役場本庁舎 四階 政策推進課
(住所：岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字惣畑 59-5)
- ・宮古市役所本庁舎 三階 市民生活部環境課
(住所：岩手県宮古市新川町 2-1)
- ・岩手県沿岸広域振興局（宮古地域振興センター） 一階 行政サービスセンター
(宮古地区合同庁舎) (住所：岩手県宮古市五月町 1-20)

②インターネットの利用による縦覧

- ・SGET 岩泉ウインドファーム合同会社 ウェブサイト
<http://www.sget.co.jp/iwaizumi/juran/>

(4) 縦覧期間

- ・縦覧期間：平成 29 年 7 月 19 日（水）から 8 月 18 日（金）まで
(土・日曜日、祝日を除く。)
- ・縦覧時間：各庁舎の開庁時間内

なお、インターネットの利用による縦覧については、上記の期間、終日アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（意見書箱への投函者数）は宮古市役所本庁舎 三階 市民生活部環境課で 1 件であり、他縦覧場所の縦覧者数（意見書箱への投函者数）は 0 件であった。

なお、インターネットの利用によるウェブサイトへのアクセス数は 183 回であった。

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、環境影響評価方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

(別紙1、別紙2、別紙3参照)

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・ 開催日：平成29年8月8日（火）
- ・ 開催場所及び時間：
18:00～19:30 岩泉有芸生活改善センター（岩手県岩泉町上有芸字猿ヶ淵5-4）
来場者数：3名

- ・ 開催日：平成29年8月9日（水）
- ・ 開催場所及び時間：
18:00～19:30 宮古市基幹集落センター（岩手県宮古市刈屋第11地割101-17）
来場者数：3名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

平成29年7月19日（水）から9月1日（金）まで
（郵送の受付は当日消印まで有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

環境の保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。

- ①縦覧場所に設置した意見書箱への投函（別紙4参照）
- ②SGET 岩泉ウインドファーム合同会社への書面の郵送

(3) 意見書の提出状況

5名の方から合計で26件の意見が提出された。環境の保全の見地からの意見は24件、その他の意見は2件であった。

第2章 環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条及び第9条に基づき、方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要及びこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

表 環境影響評価方法書について提出された意見と事業者の見解

No.	一般の意見	事業者の見解
1	<p>■P258 コウモリ類の高度別飛翔状況調査について P258 コウモリ類の「高度別飛翔状況調査：6月～10月に実施する。」とある。なぜ春季（3～5月）と秋季（11月）の調査を実施しないのか、その科学的根拠を述べること。</p>	<p>コウモリの行動が活発となる時期に設定しました。しかしながら、できる限り長い期間のデータを収集し、コウモリ類の知見を収集することも大事だと考えております。調査開始までに調査期間について検討いたします。</p>
2	<p>■P258 コウモリ類の予測手法について コウモリ類の高度別飛翔状況調査は「定量的調査」である。よってコウモリ類の予測は定量的に行うべきである。他事業で「自動録音調査」という「長期間の定量調査」をしながら従来の「定性的予測」を行った事業者（委託先コンサルタント）がいたが、それでは「調査のための調査」で「金と時間の無駄遣い」であろう。本事業者はこれまで真摯に対応されていると思うが、コウモリ類の予測は鳥類同様、「定量的」に行い、年間の死亡数を記載し、保全措置で何個体減らすつもりかを明記すること。</p>	<p>国内での自動録音調査後の解析については、事例が少ないと理解しております。今後、さらに知見の収集を行い、定量的な予測・評価できるように検討いたします。</p>
3	<p>■コウモリ類の保全措置について 樹林内に建てた風車や、樹林（林縁）から200m以内に建てた風車は、バットストライクの高リスクが高いことが、これまでの研究でわかっている。低空（林内）を飛翔するコウモリでさえ、樹林（林縁）から200m以内ではバットストライクの高リスクが高くなる。コウモリを保全するため、風力発電機は樹林から200m以上離すべきではないのか？</p>	<p>当事業地は設置に有効な場所はすべて樹林であり、樹林から200m以上離隔をとることは難しいと考えております。国内におけるバットストライクの発生メカニズムについては明らかになっていないと認識しており、今後の現地調査の結果に基づいて、有識者の意見も踏まえ、影響予測を行い、引き続き新たな知見の収集も行って、保全措置の検討をいたします。</p>
4	<p>■コウモリ類の保全措置について コウモリの保全措置として、「カットイン風速の値を上げることと低風速時のフェザリング」が行われている。本事業者は、コウモリの活動期間中にカットイン風速を少しだけあげ、さらに低風速でフェザリングを行えば、バットストライクの発生を抑えられることを認識したはずだ。 では、「高度別飛翔状況調査」をふまえて、年間何個体のバットストライクが発生し、「カットイン風速の値を上げることと低風速時のフェザリング」によりバットストライクが何個体減らせるのか準備書に明記せよ。聡明な事業者ならば、解析できるはずだ。</p>	<p>風力発電機のカットイン風速の設定や低風速時のフェザリングがコウモリ類の保全対策に有効であると言われていたことは認識しております。 今後実施する高度別飛翔状況調査から、コウモリ類の生息状況の把握に努めます。その結果に基づいて、風速毎の確認頻度や新たな知見の収集を行い、年間衝突数などの解析を行えるか検討をいたします。</p>

No.	一般の意見	事業者の見解
5	<p>■「ライトアップを行わない」保全措置は、必ずしもバットストライクを低減しない 1</p> <p>事業者が委託した「日本気象協会」はコウモリの保全措置として「鳥類や昆虫類が夜間に衝突・誘引される可能性を低減するため、ライトアップを行わない」ことをお決まりにしているが、これには、以下の前提が隠れている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.夜間のライトアップは昆虫類を誘引する 2.昆虫類はコウモリを誘引する <ol style="list-style-type: none"> 1.2.より 3.夜間のライトアップはコウモリを誘引する <ol style="list-style-type: none"> 3.より、 4.夜間のライトアップをしないのでコウモリは誘引されない（影響は低減される）。 <p>しかし、4.については3.の「裏」なので「論理的には必ずしも正しいとは言えない」。研究によればコウモリが風車に誘引される要素は、タービンの発する熱に誘引される昆虫、ナセルの隙間、風車周辺にある植生、水たまりなど多岐にわたることが示唆されている。事実、国内ではライトアップをしていない風車でバットストライクが生じている。事業者は、コウモリ類の誘引を回避するならば、ライトアップだけでなく、これらのコウモリを誘引する可能性のある要素全てを排除するべきであろう。</p>	<p>既往の知見によると、ご指摘のタービンの発する熱もさることながら、風力発電機のライトアップも昆虫類を誘引する可能性があることが示唆されております。また、コウモリ類の種によっては人工構造物にコロニーを形成する種もいることから、バットストライクの発生は様々な要因によるものと考えており、ライトアップを行わないことは、一つの保全措置と考えております。</p>
6	<p>■「ライトアップを行わない」保全措置は、必ずしもバットストライクを低減しない 2</p> <p>前述の指摘について事業者は、「ライトアップをしないのである程度の影響が低減される（と思う）」という主張をするかもしれないが、「ある程度の影響が低減される（と思う）」という主張は、科学的根拠が乏しい主観的な意見であり、チェリー・ピッキング（つまみ食いの詭弁）である。</p> <p>まず「ある程度」とは何個体のコウモリなのか、具体的数値を述べないかぎりそれは主観である。</p> <p>次に、「事業者にとって都合の良い保全措置のみ」を実施するならば、それは保全措置のチェリー・ピッキングである。</p> <p>審査委員と審査顧問に問うが、アセスメントとは科学的根拠の乏しい主観的な保全措置を「つまみ食い」することが許される手続きだろうか？仮にそうならば、全ての開発が適切な保全措置をせずに実施可能であり、アセスメント制度自体が茶番になる。</p> <p>環境保全の見地から、バットストライクの低減策を追加検討することを事業者へ強く要求する。</p>	<p>高度別飛翔状況調査などを取り入れながら、コウモリ類の生息状況の把握については、国内では緒についたばかりと認識しております。今後の知見を収集し、バットストライクの低減策を追加できるように検討してまいります。</p>
7	<p>■意見は要約しないこと</p> <p>意見書の内容は貴社側の判断で要約しないこと。要約することで貴社の作為が入るおそれがある。事業者見解には意見を原文のまま記載すること。</p>	<p>本図書に記載の一般の方からのご意見は、要約せず原文で記載しております。</p>
8	<p>■コウモリ類について</p> <p>欧米での風力発電アセスメントにおいて、最も影響を受ける分類群として、コウモリ類と鳥類の衝突死（バット&バードストライク）が懸念されており、その影響評価において重点化されている。国内においてもすでにバットストライクの事例が見られ、重点化すべきである。このことを踏まえて、本方法書に対して環境保全の見地から意見を述べる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. P259：樹木にマイクを設置すると、葉擦れや昆虫などの雑音が多くなり、コウモリのパルス（特に高空飛翔する低域の種）が読み取れなくなる。従って、風況ポール以外で高所飛翔種の音声調査を行う 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 樹木への直接的なマイクの設置は想定しておりません。ただ、風況ポール以外において、高所を飛翔するコウモリ類のデータを得られる場所として樹冠部の利用が最適と考えております。 2. 現状の風況ポールは一か所、樹高棒を使用した調査については、峠部や東側の風況ポールの設置がない場所を想定しております。

No.	一般の意見	事業者の見解
	<p>場合は、オープンスペースを利用するのが一般的である。</p> <p>2. P261：なぜ、A-1 しかないのか。P259 では風況観測塔と無い地域の地点を設定している。地点を設定してから方法書を作成すべきではないのか。</p> <p>3. P258：風況観測塔は西側（A-1）1 塔しか設置されていないのか。東側の風況は観測していないということか。</p> <p>4. P298：岩手知事意見の見解として「餌となる昆虫類を含め」とあるが、コウモリ類の餌をどのように調査し、予測評価を行うか、具体的な方法を示す必要がある。</p>	<p>3. 風況観測塔を設置して風況を実測しているのは 1 箇所のみです。実測して得られたデータと地形等のデータを元に、3 次元気流予測モデルにより事業予定地における気流の予測を行う予定です。</p> <p>4. 難しいところですが、知見の情報から、コウモリ類の餌となっている昆虫類について情報を収集してまいります。現地調査においては、ライトトラップにおける、飛翔性の種の量などを整理したいと考えております。</p>
9	<p>■ 1.必要なのは「一般的な予測手法」ではなく、「新しい予測手法」である</p> <p>風力発電所建設に対してその事業者は生物多様性に及ぼす影響について、厳粛に認識し、かつ真摯に科学的根拠を持って予測評価しなければならない。風力発電用の風力タービンの建設が、野生生物に与える影響のうち最も深刻な影響は、風車ブレードが直接的に野生動物を殺戮していく重大な影響である。とりもなおさずこの影響を最も受けるのは飛翔動物、つまり日中であれば鳥類、夜間であればコウモリ類であり、これらが衝突することはバードストライク&バットストライクと呼ばれ、近年国内外でその深刻な影響が認識されるに至った。特に欧米での先行研究では、鳥類が衝突するバードストライクより、コウモリ類が衝突するバットストライクの方が発生率が高いとするものがある。</p> <p>にも拘らず、なぜ「本方法書」には、コウモリ類への及ぼす悪影響について「どのような考え方で予測を行い」、「どのような考え方で評価（保全措置を含む）」を行うのか具体的に掲げないのか？むしろ「第 6.2-2 表（27）調査、予測及び評価の手法（動物）」（P258）の「6.予測の基本的な手法」にそれに類する作文が書いてあることは読めば判る。しかもその選定理由に「一般的に動物の予測で用いられている手法とした」と述べられている。しかし、それは違う。貴コンサルタントはコウモリ類への悪影響を未だどう「予測」するか理解できていない。真に必要なコウモリ類への配慮とは、国内に未だほとんど事例がない「新しい予測手法」である。ここに「一般的な予測手法を用いる」と書くということは、貴コンサルタントがコウモリ類への配慮など未だ「どうでもいい」と思っている証拠である。貴コンサルタントが「コウモリ類の予測評価はまだ国内に事例が少なく」だとか、それに類する言い訳を数々並べてくるのは知っている。なぜ、欧米の先行研究で既に「稼働制限」が唯一の回避あるいは低減措置だと広く認識され、「調査・評価マニュアル」も数多く存在するのに、なぜ「国内に事例がないから」と言い訳してくる？国外に優れた先行事例があるならばそれを積極的に取り入れる努力をなぜしない？それが「自然界と調和した社会」の創生を目指していくことを標榜する財団法人の倫理観として正しいのか？貴コンサルタントの言っていることは「怠慢」でしかない。「現在海外の事例を精査中で</p>	<p>今後、現地調査を実施し、有識者からも意見を伺いながら、予測・評価をしてまいります。その際に、欧米の先行研究における保全措置なども検討してまいります。</p>

No.	一般の意見	事業者の見解
	<p>ある」と書くのもこれも立派な「怠慢」だ。 コウモリ類へ及ぼす影響の「予測手法」と「評価手法」について、再検討し、「新しい予測手法」を導入することを、具体的に、事業者見解に掲げよ。 「どう予測及び評価」するのかターゲットが定まっていなければ、方法書の調査手法が適切かなど検討できないはずだ。</p>	
10	<p>■ 2.「注目すべき生息地」(天然記念物)への影響は本当にないのか？ 「注目すべき生息地」(P67)として貴コンサルタントは、「岩泉湧窟及びコウモリ」と「安家洞」を国の天然記念物として挙げている。また、「専門家等からの意見」(P228)では「動物(鳥類)」の専門家が、「コウモリ類については、対象事業実施区域は龍泉洞(すなわち「岩泉湧窟及びコウモリ」として国の天然記念物に指定されている場所)に10km前後と近いことから、十分飛翔範囲であり、しっかりとした調査をして欲しい」と述べている。 しかし、「第6.2-2表(26)調査、予測及び評価の手法」(P257以降)には、これら2つの洞窟を利用するコウモリ類が、対象事業実施区域を利用しているのかどうかを調査する項目が一切掲げられていない。おかし過ぎないか？これらの2つの洞窟を調査対象としないのならば、これら2つの洞窟を利用するコウモリ類が、対象事業実施区域には現れないことを「証明」すること。 対象事業実施区域の近傍だけしか調査をせず、長期的視点に立てばこれらの洞窟を利用しているコウモリ類への取り返しのつかない悪影響を見過ごすのであれば、それも「文化財保護法」の精神を踏みにじるものである。コウモリ類の夜間の行動範囲の広さから考えれば、「対象事業実施区域の近傍に位置していない」という理由だけで、注目すべき生息地の「予測及び評価」の対象から除外できるはずがない。 貴コンサルタントが選定した専門家がその影響を心配し、指摘している以上、「専門家等の意見」の結果を尊重し、これら2つの洞窟を利用するコウモリ類への影響がないが、調査、予測及び評価することを事業者見解に明記すること。</p>	<p>有識者のご指摘は、天然記念物に指定された生息地を調べるということではなく、そのような場所が対象事業実施区域周囲に位置していることを認識した上で、対象事業実施区域及びその周囲における状況をしっかりと調査して欲しいという意図であるという認識でおります。方法書に記載した調査計画も有識者からのご助言を踏まえ策定しており、今後の環境影響評価においても、有識者からのご意見を踏まえて、予測・評価をいたします。</p>
11	<p>■ 3.累積評価は「コウモリ類」に対しても行うこと 「6.2.1 調査、予測及び評価の手法」(P227)には、「鳥類(猛禽類)」に対して複数の風力発電所の稼働が累積影響を及ぼす懸念があることは、貴コンサルタントも認めることである。ではなぜ同じ飛翔動物である「コウモリ類」に対しては累積影響の可能性を挙げないのか？現在、「環境影響評価」手続き中の各地の風力発電所建設計画に対して、鳥類と同様に累積影響や障壁影響の低減を図るように都道府県知事意見が出されるようになってきている。例えば、福島県内で手続きが進められている「吾妻高原風力発電事業方法書」には、「コウモリ類の衝突や障壁影響の低減を検討すること」という福島県知事意見が出された。同様に青森県内で手続きが進められている「豊畑放牧場風力発電事業方法書」および「豊原風力発電事業方法書」では、「コウモリ類への累積的影響が考えられる」と指摘し、「他事業者が計画する事業が明らかとなった場合には、本事業</p>	<p>第6.2-1表のとおり、有識者へのヒアリングの結果、イヌワシについて近隣風力案件との累積的影響を見るようのご指摘をいただいたため、当該箇所に鳥類(猛禽類)における累積的影響を記載しております。今回の有識者へのヒアリングでは、コウモリ類への累積的影響についてご指摘を受けなかったこともあり、当該箇所にはコウモリ類についての記載が含まれておりません。今後のコウモリ類の現地調査結果を踏まえ、対象事業実施区域及びその周囲において確認されるコウモリ類の行動圏が、近隣風力案件の計画地まで及んでいる等、累積的影響を及ぼすと考えられる場合に、コウモリ類についての累積的影響を検討してまいります。</p>

No.	一般の意見	事業者の見解
	<p>との累積的な環境影響の予測及び評価を行うこと」という青森県知事意見が出されたばかりなのはよく知っていることだろう。このように飛翔動物である「コウモリ類への累積影響」が見逃せえないものであり、当然「予測及び評価」が必要なものとして認識が改まって来ている。岩手県北部においても現在、複数の風力発電事業が計画されている以上、それらが複合的に引き起こす「累積影響」は当然コウモリ類に及ぶはずであり、そのことはアセス手続きにおいて「予測及び評価」されねばならない。</p> <p>「累積的影響」が懸念されるのは「鳥類(猛禽類)」と「コウモリ類」であると訂正し、「コウモリ類」も「累積的影響を検討する」対象として含めること。このことを事業者見解に明記すること。</p>	
12	<p>■ 4.コウモリ類の捕獲調査時期に注意すること</p> <p>「第6.2-2表(27)調査、予測及び評価の手法(動物)」(P258)にコウモリ類の捕獲調査は、6月、8月、9月に実施することとある。しかし、岩手県内のコウモリ類の多くが、6月下旬から8月上旬は出産哺育活動中である。6/20～8/10の期間は捕獲調査を実施しないこと。</p>	<p>ご指摘いただいた、出産哺育活動中については、捕獲調査はいたしません。</p>
13	<p>■ 5.捕獲調査時に他のコウモリ類調査を実施しないこと</p> <p>捕獲調査の実施により、その夜はコウモリ類が本来の生態と異なる行動を起こす可能性がある。従って、捕獲調査の実施日には、任意調査および高度別飛翔状況調査は実施しないこと。</p>	<p>任意調査と捕獲調査の調査日については、可能な限り重ならないように努めます。なお、自動録音調査については、解析時に捕獲調査の調査日のデータを除外するなどの調整いたします。</p>
14	<p>■ 6.高度別飛翔状況調査は4～5月も実施すること</p> <p>「第6.2-2表(27)調査、予測及び評価の手法(動物)」(P258)にコウモリ類の高度別飛翔状況調査は、早春から春にかけてのコウモリ類の季節移動を把握するためにも必ず必要である。本州のコウモリ類は東北地方にあっても3月下旬から活動を開始し、4月には季節移動を行なっていると考えられる。従って、バットストライクの回避あるいは低減を目的とするデータを取得するための高度別飛翔状況調査は、コウモリ類の活動期間を通じて実施する必要がある。高度別飛翔状況は4月～10月まで実施すると、事業者見解において訂正すること。</p>	<p>コウモリの行動が活発となる時期に設定しました。しかしながら、ご指摘もあることから、できる限り長い期間のデータを収集し、コウモリ類の知見を収集することも大事だと考えております。調査開始までに調査期間について検討いたします。</p>
15	<p>■ 7.コウモリ類の捕獲調査は、各季とも1地点あたり2晩以上の努力をすること</p> <p>「6.2.3 専門家等からの意見の概要」(P227～228)では、貴コンサルタント自ら選んだ「動物(動物全般)」の専門家が、「コウモリ類の捕獲調査について、1地点においては1時期に1晩の調査と想定されるが、天候に左右されることも多いことから、数日実施するように努力をして欲しい」と意見を述べている。他方、「動物(コウモリ)」の専門家も、「(捕獲調査の)日程として、1季あたり1晩以上の実施が理想である」と指摘している。ここでそれぞれの専門家が指摘していることは、各季とも1地点あたり1晩の努力量では、この地域のコウモリ類相を的確に把握するためには努力量が不足しているということだ。「専門家等の意見」を尊重し、捕獲調査は各季とも1地点あたり2晩以上の捕獲調査を実施すると事業者見解に明記すること。</p>	<p>捕獲調査の日程については、雨天を避けた日を実施し、気象状況についても記録してまいります。また、地点あたりの実施日については、努力してまいります。実施状況は準備書に記載いたします。</p>

No.	一般の意見	事業者の見解
16	<p>■ 8.かすみ網は法定禁止猟具である 法令遵守は当然のことである。コンサルタントや調査会社が違法に所有するかすみ網を使用していないことを、準備書においては具体的な証拠を必ず掲載すること。</p>	<p>違法に所有するかすみ網では、捕獲許可が申請できません。調査する際は環境省にかすみ網使用を含めた捕獲許可を得た上で使用いたします。また、捕獲許可毎に新しいかすみ網の購入を行い実施いたします。</p>
17	<p>■ 9.高空飛翔性のコウモリ類を捕獲する地点はどこか？ 「第6.2-2表 (28) 調査、予測及び評価の手法 (動物)」(P259)には、コウモリ類の捕獲調査に「主に樹林によりトンネル状の空間や水辺に沿った場所で、3地点を予定している」とあるが、樹林によりトンネル状の空間や水辺に沿った場所では、高空を飛翔するタイプのコウモリの捕獲は難しい。高空を飛翔するコウモリ類のバットストライクが最も深刻な懸念である以上、高空飛翔性のコウモリが何コウモリなのか捕獲により確認せねばならないが、高空飛翔性のコウモリの捕獲を狙って設定している「調査地点」は、「第6.2-2表 (33) コウモリ類調査地点設定根拠」(P261)に示す「H-1～H-3」のうちどれか？事業者見解にそれぞれの「調査地点」の写真を掲げて説明すること。</p>	<p>現状としては、捕獲が難しいことから、高空を飛翔するタイプのコウモリ類を狙った捕獲地点は設定していません。高度別飛翔状況調査の解析より、高空飛翔性のコウモリ類について、推定を含めて、リスト化したいと考えております。</p>
18	<p>■ 10.高度別飛翔状況調査を実施することは評価する 評価するが、4～5月も実施すること。また、この調査の結果から、どの季節、どの時間帯、どの気象条件の時にバットストライクの影響が深刻化するか正しく「予測」し、これに対する「保全措置」には一時的な「稼働制限」の実施も含めた、「新しい評価」を行うこと。</p>	<p>コウモリの行動が活発となる時期に設定しました。しかしながら、できる限り長い期間のデータを収集し、コウモリ類の知見を収集することも大事だと考えております。調査開始までに調査期間について検討いたします。</p>
19	<p>■ 11.かすみ網による捕獲を実施することは評価する 評価するが、高空を飛ぶタイプのコウモリ類の捕獲が可能な調査地点を選定しなければ意味がなくなることに注意すること。おそらく現在の3箇所には高空を飛ぶタイプのコウモリの捕獲に適した場所が含まれていない。</p>	<p>現状としては、捕獲が難しいことから、高空を飛翔するタイプのコウモリ類を狙った捕獲地点は設定していません。高度別飛翔状況調査の解析より、高空飛翔性のコウモリ類について、推定を含めて、リスト化したいと考えております。</p>
20	<p>■ 12.意見書は要約しないこと 意見書の内容は、貴社側で要約しないこと。要約することで貴社の作為が入る恐れがある。事業者見解には、意見書を全文公開すること。また、各種審査会や専門家、アドバイザーに示す資料も要約しないこと。</p>	<p>本図書に記載の一般の方からのご意見は、要約せず原文で記載しております。</p>
21	<p>■ 13.高度別飛翔状況調査に使用する機材の性能は必ず調べること 貴コンサルタントはこれまで「アナバット」を使用して高度別飛翔状況調査を実施してきたはずだが、D500等の新たなバットディテクターを使用するのであれば、そのマイク性能（主要周波数ごとの探知距離や指向範囲など）を必ず調べて性能表を事業者見解に示すこと。</p>	<p>SM4の利用を想定しております、使用するマイク性能については、まだ検討中であり、準備書において性能表を記載いたします。</p>
22	<p>■ 14.ハーブトラップの見回り時間 1時間おきに見回ること。明け方近くに捕獲された個体については、その個体が本来のねぐらに戻るのに十分な時間が確保できる時間帯までに放すこと。</p>	<p>ご指摘の内容を踏まえて、コウモリ類へ負荷の少ない調査を実施してまいります。</p>
23	<p>■ 15.事後調査は保全措置ではない 準備書段階において、事後調査（バットストライク調査）を保全措置に掲げないこと。</p>	<p>コウモリ類の調査、予測及び評価については専門家等の意見も踏まえながら、事業者が実行可能な範囲において配慮しながら進めてまいりたい</p>

No.	一般の意見	事業者の見解
	不確実性が残るので事後調査の実施は必須だが、本来「事後調査」と「保全措置」は別物である。これは環境影響評価の基本である。	と考えております。 なお、本方法書では事後調査のことは触れておりませんので回答いたしかねます
24	<p>■ 16.「ライトアップをしない」ことではバットストライク回避の解決にはならない</p> <p>無灯火の風力発電機でもバットストライクが発生している以上、これは全く意味を持たない「保全措置」である。もういい加減にこの論争はやめること。</p>	<p>既往の知見によると、ご指摘のタービンの発する熱もさることながら、風力発電機のライトアップも昆虫類を誘引する可能性があることが示唆されております。また、コウモリ類の種によっては人工構造物にコロニーを形成する種もいることから、バットストライクの発生は様々な要因によるものと考えており、ライトアップを行わないことは、一つの保全措置と考えております。</p>
25	<p>計画の方法書の縦覧及び住民説明会より以下の理由により、岩泉有芸風発施設設置計画に反対します。</p> <p>1. 風力発電計画は野生動物に致命的な影響があると思います。</p> <p>特に野鳥、コウモリ類へのバードストライク、バットストライクが懸念されます。野鳥では、尾根や風を利用して移動する大型猛禽類（オジロワシ、オオワシ、イヌワシ）の衝突死が国内外から報告されています。釜石ウインドファームでは国内初のイヌワシ（国の絶滅危惧種）のバードストライクが、事前調査と専門家の影響評価検討委員会が審議し設置が決定したにも拘らず、設置後わずか3年で事故が発生した。計画地の岩泉町はイヌワシの繁殖地として、国の天然記念物に指定されています。計画地周辺には複数のイヌワシの繁殖地があり、繁殖期及び非繁殖期に狩場としての利用や通過コースとして利用していると思います。私たちは計画地周辺でイヌワシの飛翔を確認しています。現在、岩手のイヌワシの繁殖状況は餌不足、獣の被害などから低迷していて、岩手県ではイヌワシ専門の担当部署を設置して保護、繁殖率の回復に取り組んでいます。</p> <p>また、岩手の個々のイヌワシのペアの行動範囲は明確に分かっておらず、近年の餌資源の減少でかなり遠くまで飛来するなど流動的であることは分かってきましたが、特に非繁殖期（岩手のイヌワシは繁殖の低迷から繁殖に失敗した時点から非繁殖期の行動となり遠くまででかける個体が多い）及び秋季から冬期のようなすはわかっていないのが現状です。</p> <p>計画地周辺にはクマタカ、ノスリの希少猛禽類も生息し、移動期には各種のワシカ類が通過すると思います。計画地ではアマツバメ類、ヨタカ、フクロウ類等の風車への衝突が想定されます。計画地の牧野周辺では、近年減少しているカッコウ類、小鳥類等の生息地を奪います。</p> <p>渡り鳥（ガン・ハクチョウ類から小鳥類）は、尾根上を通過するので天候悪化時には大量衝突死が発生する恐れがあります。</p> <p>最近コウモリ類の大量衝突死が報告されています。計画地は洞窟、森林に棲息するコウモリの多い地域ですので衝突死が懸念されます。</p> <p>その他の哺乳類、爬虫類、昆虫、植生にも影響がでることが想定されます。現状の環境影響評価法では、調査期間、調査回数、調査方法では地域の全ての生物への影響を予測できるデータの収集はできないと思います。調査は晴天に実施すると聞きまし</p>	<p>1. イヌワシを中心とした鳥類の生息状況の把握に努めます。ご指摘の秋季～冬季にかけても、対象事業実施区域において、イヌワシの利用状況を確認してまいります。コウモリ類については、高度別飛翔状況調査などにより、生息状況について把握に努めます。今後も有識者の意見を踏まえて調査を実施し、予測・評価を実施いたします。</p> <p>2. 国内外の事業用の風力発電所のほとんどで3枚ブレードの風力発電機が採用されており、それ以外の実用的な選択肢がないのが現状です。バードストライクについては、野鳥の飛翔ルートや営巣の調査などを行い、準備書において、評価を行い、環境影響を低減するための方策を検討いたします。バットストライクについては、現在の知見では予測できないことから、事後調査の結果および専門家の意見を踏まえて必要に応じて環境影響を低減するための方策を検討いたします。ブレード破損等の安全対策は、環境影響評価の対象外ですが、事業用地の環境に適合した機種を選定および配置、ならびに運用保守の適切な実施により、ブレードの落下等の故障を防ぐ予定です。</p> <p>3. 土地や森林の改変の範囲を最小限に留め環境への影響を低減するよう工事内容を慎重に検討してまいります。</p> <p>4. 土砂の崩落等が起きないように工事内容を慎重に検討してまいります。</p> <p>5. 風力発電機の稼働に伴う騒音・低周波音の影響については、適切に調査予測評価を実施し、必要に応じて環境保全措置を講じることにより、環境影響の低減を図ってまいります。 なお、乳牛への騒音・低周波音の影響について、弊社が把握する限りにおいて、国内で影響が出たという事例はありません。本事業においては周辺の牧場の方々へのコミュニケーションを重ね、今後も影響の有無の把握に努めてまいります。</p> <p>6. 地域の景観が損なわれないように、本事業は環境アセスメントとして、事前に影響の調査・予測・評価を行い、関係機関や住民等からの意見を踏まえ、適切な保全処置を検討します。</p> <p>7. 原子力発電所の停止により減少した発電量の大きな割合は化石燃料を燃焼する火力発電所によりまかなわれていると聞いています。温室効果</p>

No.	一般の意見	事業者の見解
	<p>たので、特に悪天候時についての予測はできないと思います。</p> <p>2. 計画の3枚ブレードの風車の欠点。 最近では風車の大型化（既存では1000kwですが計画では2000kw）と設置数の増加（24基の計画）が進んでいます。計画予定のブレード3枚構造の風車には、防護がないという構造的欠陥があり現状ではバードストライク、バットストライクを防ぐことができません。ブレードの落下事故は釜石WFでも数年前に発生しました。バットストライク発生後も有効な手立てがとられないまま稼働しています。</p> <p>3.大規模な環境改変です 大型風車建設に伴う運搬用大型トレーラーの通行できる拡張道路工事、森林の伐採、山の道路建設に伴う山の斜面の切り崩し、残土処理、貯木場の整備、送電線の設置など大きな環境破壊で、郷土の大きな損失です。</p> <p>4.計画地は沢沿いの尾根上で、災害の要因となります。 計画地は昨年の台風10号で河川が氾濫し、集落が孤立した地域です。風車建設工事は、法面の土砂の崩落など新たな山野災害発生の要因となります。</p> <p>5.風車の低周波で住民への影響が想定されます。 風車は、大きな騒音、低周波などの健康被害が、近くの牧場や住民の健康に影響が出る恐れがあります。隣接の牧場の乳牛への影響が想定されます。</p> <p>6.山里の景観が損なわれます。 風車は、十二神山（1229.7m 登山、山菜、きのこ取りで地元住民が訪れる山）の北山麓に計画されており、ふるりの山野の景観にふさわしくありません。</p> <p>7.現状では、東日本大震災後、原発が全て停止しても、電気が止まるなどの事態は発生しておりません。少子高齢化の時代です。身近な暮らしに省エネ家電の普及と省エネを進める時代です。国は原発の再稼働を実施しておりますし、太陽光など他の再生エネルギーが急速に伸びています。都市や企業では火力発電の計画がでるなど錯綜していますので、現状を踏まえじっくり将来を見据えて検討の上、慌てずに、地方のエネルギー対策を考慮することが重要だと思います。</p>	<p>ガスを排出せず、枯渇することのない自然エネルギーを活用した発電所を建設することは、地球温暖化を防止し、エネルギー自給率を向上させるという社会的な目的に資するものと考えています。</p>
26	<p>■計画地の周辺には、イヌワシの繁殖地が数ヶ所（数ペア）あり、重要な狩り場となっているため計画に反対します。</p>	<p>今後、専門家の意見を伺いながら、現地調査を行い、イヌワシの利用状況を把握してまいります。その結果から、保全措置を検討し、影響が低減されるような計画いたします。</p>

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

○日刊新聞紙における公告

岩手日報（平成 29 年 7 月 19 日（水））

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「仮称」岩泉有芸風力発電事業
環境影響評価方法書」を縦覧致します。

一、事業者の名称 SGE「岩泉ウインドファーム合同会社」
代表者の氏名 代表社員 スパークス・エナジー一般社団法人
職務執行者 北川 久芳
主たる事務所の所在地 東京都千代田区丸の内三丁目一番一号
東京共同会計事務所内
（仮称）岩泉有芸風力発電事業

二、対象事業の名称 種類
風力（陸上）
規模 発電設備出力 最大四万六千キロワット

三、対象事業実施区域 規模
岩手県下閉伊郡岩泉町
四、環境影響を受ける範囲 岩手県下閉伊郡岩泉町
岩手県下閉伊郡岩泉町及び宮古市
岩手県沿岸広域振興局 宮古地域振興センター
（随行政サービスセンター）（宮古地区合同庁舎）
岩泉町役場本庁舎四階政策推進課
宮古市役所本庁舎二階市民生活部環境課
※いずれも開庁時（土・日・祝日を除く）
http://www.sge.co.jp/aircraft

五、縦覧の場所・期間
平成二十九年七月十九日（水）から
平成二十九年八月十八日（金）まで

六、意見書の提出
環境の保全の見地からのご意見をお持ちの
方は、書面に住所・氏名・意見の理由を含む）を「記入の
うえ、縦覧場所に備え付けの意見書箱に」投函頂くか、平成二十
九年九月一日（金）までに左記の問い合わせ先へ「郵送ください
（当日消印有効）」

七、住民説明会の開催日時及び場所（各一回時間三十分程度）
一、開催日時 八月八日（火） 十八時〇〇分から
岩泉町有芸生活改善センター 大会議室（岩泉町上右字字繰ヶ淵五十四）
二、開催日時 八月九日（水） 十八時〇〇分から
宮古市基幹業務センター（宮古市刈屋第十一地割二〇一七）
SGE「岩泉ウインドファーム合同会社」
〒〇八〇〇七五
東京都港区港南二丁目二番七〇号
品川シーティングス六階
電話 〇三（八七二）九一五〇（担当）福生
（土・日・祝日を除く、九時から十七時まで）

八、問い合わせ先

○地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ

広報いわいづみ 平成 29 年 7 月 15 日発行 (お知らせ版)

更新手続きはお済みですか？

【町民課】介護保険負担限度額認定と社会福祉法人等利用者負担軽減を受けている人の認定期限は 7 月 31 日です。忘れずに更新手続きをしてください。

- ◆申請期限… 7 月 31 日 (月)
- ◆問い合わせ… 長寿支援室 (内線 234) びー ☎00-0234

林業の技術を習得しよう

県では、林業の知識や技術を習得できる「いわて林業アカデミー」の 30 年度研修生を募集します。給付金制度があります。

- ◆研修期間… 1 年間
- ◆応募資格… 高等学校の卒業者 (見込みを含む) で 30 歳未満の人
- ◆募集期間

推薦選考	8 月 7 日 (月) ~ 9 月 1 日 (金)
一般選考 (前期)	10 月 10 日 (火) ~ 10 月 27 日 (金)
一般選考 (後期)	12 月 4 日 (月) ~ 12 月 22 日 (金)

- ◆申し込み・問い合わせ… 県林業技術センター研修部 ☎019-697-1536

林業アカデミーを一般公開

県では、林業に興味がある高校生や一般の人を対象に「いわて林業アカデミー」を一般公開します。

- ◆内容… いわて林業アカデミーの紹介、研修参観・体験、研修生との意見交換など
- ◆開催日… 7 月 26 日 (水)・27 日 (木) の希望日
- ◆開催時間… 午前 10 時 30 分 ~ 午後 3 時
- ◆場所… 県林業技術センター (矢巾町 煙山 3-560-11)
- ◆申し込み・問い合わせ… 県林業技術センター研修部 ☎019-697-1536

風力発電事業の方法書を縦覧

【政策推進課】SGE T 岩泉ウインドファーム合同会社が上芸地区の山間部で計画している「(仮称)岩泉有芸風力発電事業」について、環境影響評価方法書の縦覧と意見の受け付け、説明会を行います。

- ◆縦覧期間… 7 月 19 日 (水) ~ 8 月 18 日 (金)
- ◆意見書の受付期間… 7 月 19 日 (水) ~ 9 月 1 日 (金)
- ◆縦覧・意見の受付場所… 政策推進課
- ◆説明会の日時… 8 月 8 日 (火) 午後 6 時
- ◆説明会の会場… 有芸生活改善センター大会議室
- ◆問い合わせ… 政策推進室 (内線 405) びー ☎00-0405
- SGE T 岩泉ウインドファーム合同会社 ☎03-6711-9150

農業大学のオープンキャンパス

県立農業大学校では、オープンキャンパスを開催します。

- ◆日時… 8 月 5 日 (土) 午前 10 時 ~ 午後 4 時 30 分
- ◆会場… 県立農業大学校 (金ヶ崎町 六原蟹子沢 14)
- ◆対象・定員… 高校生など 50 人
- ◆申込期限… 7 月 24 日 (月)
- ◆申し込み・問い合わせ… 県立農業大学校 ☎0197-43-2211

排水設備技術者の試験

【上下水道課】県下水道公社では、排水設備工事責任技術者の試験と受験講習会を実施します。

- ◆試験日時… 10 月 15 日 (日) 午後 1 時 ~ 3 時 30 分
- ◆講習日時… 9 月 24 日 (日) 午前 10 時 ~ 午後 3 時 20 分
- ◆会場… 建設研修センター (盛岡市 松尾町 17-9)
- ◆申込期限… 8 月 31 日 (木)
- ◆問い合わせ… 下水道室 (内線 212) びー ☎00-0217

カメムシ防除の適正実施を

【農林水産課】8 月から水田でコメの品質を落とす斑点米カメムシの防除が始まります。防除によるミツバチの死亡事例があります。

防除をするときは、事前に水稻生産者とミツバチ飼養者で十分に話し合い、被害の発生を防ぎましょう。

- ◆問い合わせ… 岩泉普及サブセンター ☎22-3115、JA 新いわて宮古営農経済センター 岩泉地区担当課 ☎22-2311

海上保安官を募集します

海上保安庁では、30 年 4 月に海上保安学校・海上保安大学校に入学する学生を募集します。

- ◆試験日… ①海上保安学校：9 月 24 日 (日)、②海上保安大学校：10 月 28 日 (土) ~ 29 日 (日)
- ◆受付期間… ①海上保安学校：7 月 18 日 ~ 7 月 27 日、郵送の場合は 7 月 20 日まで。②海上保安大学校：8 月 24 日 ~ 9 月 4 日、郵送の場合は 8 月 28 日まで
- ◆問い合わせ… 宮古海上保安署 ☎0193-62-6560

危険物取扱者の保安講習

県危険物安全協会連合会では、危険物取扱者が 3 年ごとの受講を義務付けられている保安講習会を開催します。

- ◆講習日… 9 月 5 日 (火)
- ◆会場… 宮古地区広域行政組合 消防本部 3 階体育室 (宮古市 五月町 2-1)
- ◆受付期間… 7 月 18 日 (火) ~ 8 月 18 日 (金)
- ◆申込先… (一社) 県危険物安全協会連合会
- ◆その他… 受講申請書は岩泉消防署で配布します。
- ◆問い合わせ… 岩泉消防署 予防係 ☎22-3456

★広報では皆さんの言いたいこと、聞きたいことなど、なんでも受け付けます。ともしお寄せください。★

○地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ

広報みやこ 平成 29 年 7 月 15 日号 (第 286 号)

お知らせ

information

宮古市役所 ☎62-2111
 田老総合事務所 ☎87-2111
 新里総合事務所 ☎72-2111
 川井総合事務所 ☎76-2111

選挙管理委員が 決定しました

市選挙管理委員会

市議会 3 月定例会において新しい選挙管理委員が決まり、6 月 15 日開催の選挙管理委員会にて、委員長および委員長職務代理が次のとおり決まりましたのでお知らせします。

■委員 (敬称略)

▷委員長=宇野智謙、▷委員長職務代理者=大澤恵美子、▷委員=吉田 界、山口 勉

■任期 6 月 15 日～平成 33 年 6 月 14 日 (4 年間)

■問い合わせ 市選挙管理委員会 (☎68-9123)

海の日記念式典を 開催します

宮古港海事振興会

「海の日」を記念し、大切な海を守ることや海事関係事務を通じて地域を支えてきた人へ、その業績を顕彰し表彰式を開催します。

■日時 7 月 20 日(木)午前 10 時～正午

■場所 市民文化会館中ホール

■問い合わせ 宮古港海事振興会 (市水産課内、☎68-9099)

毎月勤労統計調査の 特別調査にご協力ください

県政策地域部調査統計課

7 月 31 日現在で常用労働者を 1～4 人雇用する事業所を対象に実施します。調査期間は事業所に調査員が訪問しますので、ご協力をお願いします。

■調査期間 8～9 月

■調査内容 賃金、労働時間、雇用の実態など

■調査方法 調査員が対象事業所

人口と世帯

(7 月 1 日現在)

人口 54,478 人 (-60 人)
 男 26,232 人 (-20 人)
 女 28,246 人 (-40 人)
 世帯 24,138 (-2)

人口のうごき

(6 月 1 日～30 日)

出生 20 人
 死亡 68 人
 転入 92 人
 転出 104 人

交通事故

(6 月 1 日～30 日)

人身事故 2 件
 死亡者 0 人
 負傷者 2 人
 物損事故 74 件

() 内は前月との比較

を訪問し調査票を作成

■問い合わせ 県政策地域部調査統計課 (☎019-629-5306)

植林した森林の手入れを 県がお手伝いします

沿岸広域振興局宮古農林振興センター

県では「いわての森林づくり県民税」を活用して、公益上重要でありながら、手入れの行き届かない人工林(スギやカラマツなど)を所有者の皆さんに代わって間伐しています。詳しくは問い合わせてください。

■問い合わせ 沿岸広域振興局宮古農林振興センター林務室 (☎64-2215)

海上保安学校・海上保安大学校 入学生を募集します

宮古海上保安署

海上保安庁では平成 30 年 4 月に海上保安学校・海上保安大学校に入学する学生を募集しています。詳しくは問い合わせてください。

【海上保安学校】

■1 次試験 9 月 24 日(日)

■採用予定数 ▷船舶通航システム課程=185 人、▷航空課程=10 人、▷情報システム課程=60 人、▷管制課程(本年度新設)=20 人、▷海洋科学課程=15 人

■受付期間 インターネット受け付け=7 月 18 日(木)～27 日(木) (郵送受け付けは 20 日(木)まで)

【海上保安大学校】

■1 次試験 10 月 28 日(土)～29 日(日)

■採用予定数 60 人

■受付期間 インターネット受け付け=8 月 24 日(木)～9 月 4 日(月) (郵送受け付けは 8 月 28 日(月)まで) <<共通>>

■問い合わせ 宮古海上保安署 (☎62-6560)

風力発電事業環境影響評価方法書の 縦覧・説明会を行います

市環境課

SGET 岩泉ウインドファーム合同会社が宮古市と岩泉町の行政界周辺の山間部で計画している「(仮称) 岩泉有芸風力発電事業」について、環境影響評価の方法を決めるにあたって、事業者の考え方をまとめた「方法書」の縦覧・説明会です。

■縦覧 ◎期間=7 月 19 日(木)～8 月 18 日(金)※開庁時のみ ◎場所=市環境課(市役所 3 階)、宮古地域振興センター行政サービスセンター(合同庁舎 1 階、五月町)

■説明会 ◎日時=8 月 9 日(木)午後 6 時 ◎場所=基幹集落センター(刈屋)

■問い合わせ 市環境課環境保全係 (☎68-9078)

大曲の花火大会に 無料で招待します

秋田県大仙市総合政策課

秋田県大仙市では、東日本大震災で被災または罹災した市民を対象に、全国花火競技大会「大曲の花火」へ無料招待します。

■期間 8 月 26 日(土)～27 日(日)

■集合時間/場所 午前 7 時 20 分 / 宮古市役所前

■定員 80 人 (定員を超えた場合は抽選)

■応募方法 宮古市役所 1 階市民ホール、各総合事務所・出張所にある応募用紙を記入し、郵送またはファクス

■応募期限 7 月 28 日(金)当日消印有効 ※詳細は応募月紙を参照

■問い合わせ 秋田県大仙市総合政策課 (☎0187-63-1111、内線 233・274)

○インターネットによる「お知らせ」

(SGET 岩泉ウインドファーム合同会社 環境影響評価ウェブサイト)

SGET岩泉ウインドファーム合同会社

SGET Iwazumi Wind Farm G.K.

お知らせ 平成29年8月21日 (仮称) 岩泉有芸風力発電事業に係る環境影響評価方法書の縦覧は終了しました

平成29年7月19日 (仮称) 岩泉有芸風力発電事業に係る環境影響評価方法書の電子縦覧について

計画概要

対象事業の名称	(仮称) 岩泉有芸風力発電事業
対象事業の種類	風力発電所設置事業
対象事業の規模	発電所出力 最大46,000kW
対象事業実施区域	岩手県下閉伊郡岩泉町

お問合せ

[住 所] 〒108-0075 東京都港区港南1-2-70 品川シーズンテラス6階
 [担 当] 大内、稲生 (SGET岩泉ウインドファーム合同会社)
 [電話番号] 03-6711-9150

○ご意見記入用紙

「(仮称) 岩泉有芸風力発電事業 環境影響評価方法書」

閲覧及びご意見用紙

ご住所 _____

ご氏名 _____

環境の保全の見地からのご意見をお持ちの場合は、ご記入願います。

注1：本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取扱います。
注2：この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ（A4サイズ）の用紙をお使い下さい。

(仮称) 岩泉有芸風力発電事業環境影響評価方法書に対する委員からの
事前質問・意見及び事業者回答

【1】

《方法書》 p2.2-1 (p3)

単機出力 2,000kW 級の風力発電機を選定した理由に、輸送及び組立工事の制約と説明している。配慮書段階からは設置基数を増やす計画に変更となっており、自然環境への影響については、配慮書段階に比べると悪化しているように思えるが、環境影響についてはどのように考えているか説明いただきたい。

また、3,000kW 級の設置で基数を減らすという考えはないのか教えていただきたい。

(齊藤 貢委員)

【回答】

国（環境省、経済産業省）及び岩手県においても、風力をはじめとする再生可能エネルギーの導入促進により地球温暖化を引き起こす二酸化炭素の排出量削減を進める方針であると理解しております。事業者として少しでも多くの風力発電機を設置することにより、地球温暖化の防止に貢献できるのではないかと考えております。配慮書以降に風力発電機の配置を検討した結果、事業用地の状況からは風力発電機を 24 基設置することが可能と考えられ、低～中風速時の風力エネルギーを活用して発電量を増やすことを目的に、計画を変更いたしました。しかしながら、基数増により環境への影響が増える可能性があります。今後実施する環境影響調査および評価の結果を踏まえて、基数削減等の計画変更も含め、環境影響を低減するために必要な対策を講じてまいります。

また、現地への輸送のし易さを考慮し、2.0MW 級の風車を想定しております。そのため、現時点では 3MW 級風車の採用は考えておりません。

【2】

《方法書》 p2.2-1 (p3)

土地の掘削その他の土地の形質の変更（以下「土地の形質の変更」という。）であって、その対象となる土地の面積が、環境省令で定める規模（3,000 m²）以上のものに該当する場合は、当該土地の形質の変更に着手する日の三十日前までに、土壤汚染対策法第 4 条第 1 項に規定する「一定規模以上の土地の形質の変更届」により、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出ること。

(沿岸広域振興局保健福祉環境部宮古保健福祉環境センター、環境保全課)

【回答】

法令に基づき必要な届出の手続を行ってまいります。

【3】

《方法書》 p3.1-11 (p35)

第 3.1-9 表の評価区間延長は、岩泉町と宮古市がそれぞれ 3.7 及び 18.7 である。データブックに誤りがあるので修正をお願いしたい。

(沿岸広域振興局保健福祉環境部宮古保健福祉環境センター)

【回答】

ご指摘どおり、準備書以降に適切に修正いたします。

【4】

《方法書》 p3.1-15 (p39)

第 3.1-10 表の水域名は、宮古湾ではなく河川名を記入すべき欄と思われる。

(沿岸広域振興局保健福祉環境部宮古保健福祉環境センター)

【回答】

第 3.1-10 表の「水域名」欄には、慣用水域名を記載しておりました。ご指摘を踏まえ、準備書以降では水域名を記載いたします。

【5】

《方法書》 p3.1-15 (p42)

第 3.1-10 表の環境基準の欄で、「検出されないこと」の「と」が抜けている。

(沿岸広域振興局保健福祉環境部宮古保健福祉環境センター)

【回答】

ご指摘どおり、準備書以降に適切に修正いたします。

【6】

《方法書》 p3.1-19 (p43)

宮古市での水質汚濁に係る公害苦情 15 件 (H27 年度) のうち、当該事業の実施区域及び関連する流域での苦情件数やその内容について、お教えいただきたい。

(石川 奈緒委員)

【回答】

宮古市環境課のへヒアリングを実施しました。結果、本事業の実施区域及び関連する流域での苦情としては、閉伊川水系の下流に位置する山口川において 1 件ありました。内容としては、白濁が認められたが、原因がトンネル工事か自然由来かは不明と伺っております。

【7】

《方法書》 p3. 2-10~11, p6. 6-53~54 (p104~105, p279~280)

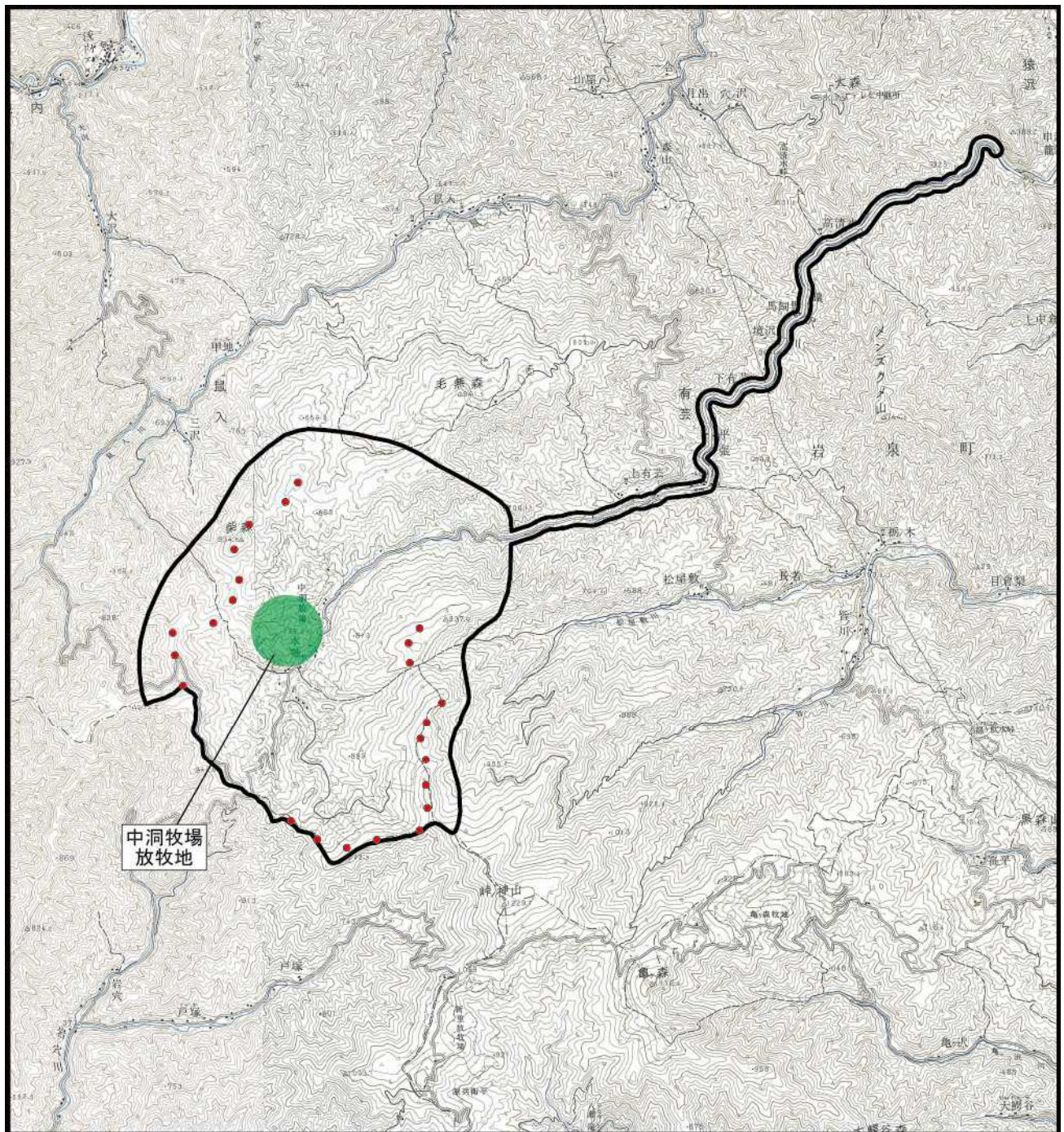
中洞牧場は林地放牧で有名ですが、どの場所に放牧しているのか資料(地図等)で示していただきたい。

また、林地放牧箇所は、イヌワシの餌動物であるノウサギが多いと推定されることから、p279 のノウサギ等調査箇所となっている必要があると考えられるが、事業者の見解を伺いたい。
(由井 正敏委員)

【回答】

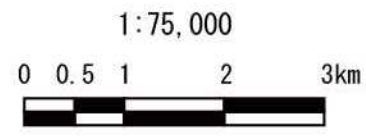
中洞牧場関係者のヒアリングの結果、中洞牧場の放牧範囲を次のページに示します。

また、方法書 p279 では「ノウサギについては、現地の状況及び計画の状況を踏まえ適宜設定する。」の記載としていましたが、ノウサギ等調査箇所として基本的には植生調査地点に沿った地点を想定しており、牧草地を含んだ計画としております。なお、冬期の積雪期についてはINTGEP法を想定しております。それぞれ準備書以降に適切に記載します。



凡 例

-  対象事業実施区域
-  風力発電機
-  放牧地



【8】

《方法書》 p3.2-34 (p128)

宮古市のK値は14.5であるが、旧田老町、新里村及び川井村については17.5である。
(沿岸広域振興局保健福祉環境部宮古保健福祉環境センター)

【回答】

ご指摘どおり、準備書以降には旧田老町、新里村及び川井村における K 値について適切に記載します。

【9】

《方法書》 p3.2-47~P3.2-58 (p141~152)

「2. 自然関係法令等」のところで、「国有林野の管理経営に関する法律」に基づく緑の回廊及び保護林についての言及がないが、対象事業実施区域およびその周囲には緑の回廊及び保護林はまったくないのか、お教えいただきたい。

(佐藤 久美子委員)

【回答】

対象事業実施区域及びその周囲から最も近い緑の回廊及び保護林は、対象事業実施区域西部に位置する「北上高地緑の回廊」であり、本事業の対象事業実施区域から15km以上離れております。

【10】

《方法書》 p3.2-54, p3.2-56 (p148, p150)

風車設置位置の多くが、土砂崩壊防備保安林(第3.2-14 図)や土石流危険区域(第3.2-16 図(1))に接しており、指定の意図を考慮すると非常に問題がある。このことについて、事業者の見解を伺いたい。

(由井 正敏委員)

【回答】

風力発電所の立地の計画にあたっては、風況が重要な要件となるため、必ずしも工事が容易な場所とならないことがございます。本事業の工事にあたっては、土砂の流出等の災害を惹起することがないように、設計・工法・工程等に十分注意してまいります。また、土砂崩壊防備保安林や土石流危険区域に関しては、事業計画段階から関係機関と協議を行い、必要な対策を検討してまいります。

【11】

《方法書》 p3.2-54 (p148)

第3.2-14 図 がわかりにくい。「その他の災害防備保安林」は図上のどこにあるのかお教えいただきたい。

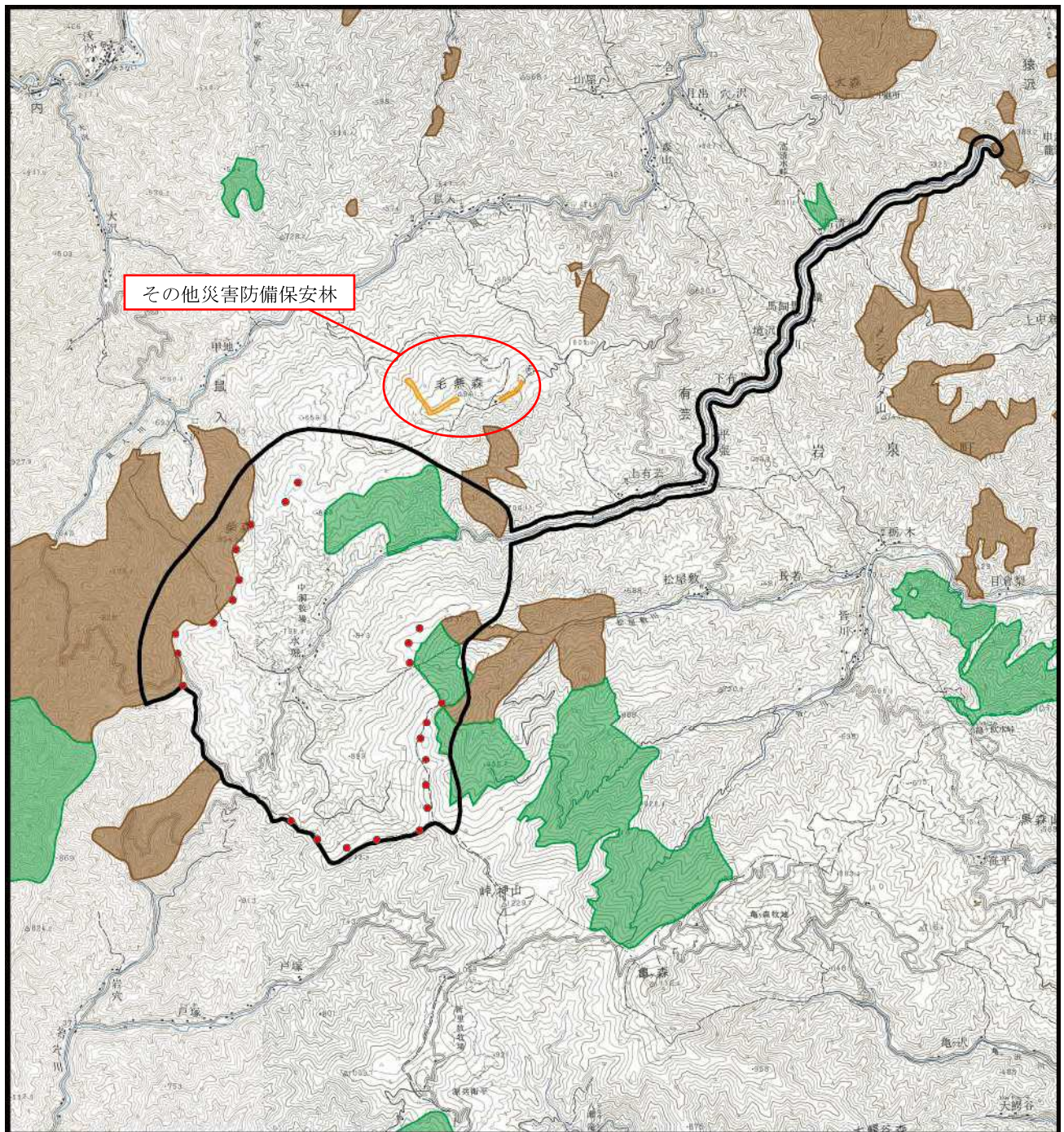
また、緑色の「保安林」は、その種別が判明していないということなのか。もし、種別が分かるのであれば、図示していただきたい。

(佐藤 久美子委員)

【回答】

その他の災害防備保安林は、「V」字型の形状であり、「毛無森」付近にあります。次ページの赤丸の範囲をご参照ください。

また、区域外の保安林種別についても次ページの図に示します。



凡 例

-  対象事業実施区域
-  風力発電機
-  水源涵養保安林
-  土砂流出・崩壊防備保安林
-  その他災害防備保安林

1:75,000

0 0.5 1 2 3km



対象事業実施区域外の保安林の種別について

【12】

《方法書》 p3. 2-56～57, p2. 2-6, p2-2-14, p7. 2-25 (p150～151, p8, p16, p336)

7. 2-25 (336) ページに理由とともに示してあるように、今回の方法書の風力発電機 No. 11～14 は、配慮書段階での設置予定範囲外に位置している。しかし、変更した設置位置は地図の等高線を見る限り、No.1 および 15 も含め、非常に急峻な崖上である。さらに、2. 2-14 (16) に示されている工事関係車両の主要な走行ルート、特に風力発電機 No. 1 に向かう箇所の一部も、この急峻な崖上にある。

また、3. 2-56(150)～3. 2-57 (151) ページの第 3. 2-16 図(1)および(2)にあるとおり、この崖の下には土石流危険区域、土石流危険溪流、および崩壊土砂流出危険地区が広がっている。

さらに、風力発電機 No. 5～10 の位置は土石流危険溪流の範囲内かその際にあり、No. 1～4 のすぐそばにも崩壊土砂流出危険地区がある。

このような位置に風力発電機を設置する工事を行い、工事用車両が走行することにより、土石流の発生や崖の崩壊等の危険性が非常に増すのではないかと考えられる。

国土防災の専門家へ意見を聞いているのであれば、その意見及び事業者の見解を伺いたい。

(佐藤 久美子委員)

【回答】

風力発電所の立地の計画にあたっては、風況が重要な要件となるため、必ずしも工事が容易な場所とならないことがございます。本事業の工事にあたっては、土砂の流出等の災害を惹起することがないように、設計・工法・工程等に十分注意してまいります。また、土砂崩壊防備保安林や土石流危険区域に関しては、事業計画段階から関係機関と協議を行い、必要な対策を検討してまいります。

【13】

《方法書》 p4. 3-9～37 (p169～197)

付近に希少な動植物、昆虫等が確認されているため、影響がないように配慮すること。また、付近に希少な鳥類が確認されており、営巣地が存在している可能性があるため、影響がないように配慮するとともに、繁殖期間中の施工は自粛をお願いしたい。

(沿岸広域振興局保健福祉環境部宮古保健福祉環境センター)

【回答】

希少な動植物、昆虫等及び鳥類（営巣地含め）について、可能な限り影響がないように配慮いたします。また、繁殖期間中の施工自粛についても検討してまいります。

【14】

《方法書》 p4. 3-9～37 (p169～197)

開発予定区域内は、希少な植物、哺乳類、鳥類の生息が確認されていることから、専門家等の意見を踏まえた上で、十分な対策を講ずるよう検討すること。

(自然保護課)

【回答】

希少な植物の生息、希少な哺乳類、鳥類の生息について専門家等の意見を踏まえた上で、十分な対策（環境保全措置等）を講ずるよういたします。

【15】

《方法書》 p4. 3-42~49, p6. 2-58~60 (p202~209, 284~286)

対象事業実施区域は、岩手県の景観計画区域において一般地域の自然景観地区に指定されており、岩手県景観計画の景観形成基準への適合に努める必要があります。

また、景観法第16条第1項に基づく届出が必要です。 (都市計画課)

【回答】

事業計画の具体化にあたっては、岩手県景観計画の景観形成基準に適合するよう、努めてまいります。また、法に則り適切に届出を行います。

【16】

《方法書》 p6. 2-30~33 (p256~259)

事業実施区域及びその周辺には、希少なコウモリ類が生息する可能性があります。特に、ヤマコウモリ、ヒナコウモリ類は風力発電機との衝突（バットストライク）が国内でも報告されており、多数のタービンの設置により地域個体群に甚大な影響を与える可能性があります。

そのため、詳細な事前調査によるリスク評価が必要とされますが、調査努力量が明記されていません。

コウモリの活動は天候や月齢に大きく左右されますので、最低でも一回に3晩程度、3季（冬以外）は実施する必要があると考えますが、1季につき何晩の調査を想定されているのかお教えいただきたい。

加えて、コウモリ類の活動状況を把握し、衝突リスクを予測するためには、音声記録型のバットディテクターによる長期モニタリング（地上高、および風況観測用タワーを利用した高高度）を実施することが必須であると考えます。

高度別飛翔状況調査は1地点となっていますが、より自然度の高い東側（自然環境区分Bにあたる地域）でも実施することを検討していただきたい。

また、コウモリ調査の際には、コウモリが確認されたときの風速・風向、天気、月齢なども合わせて記録してください。これらの情報は、バットストライクのリスク軽減のために、タービンの停止やフェザリングなどを実施する際に、有益な情報となります。

(島田 卓哉委員)

【回答】

捕獲調査については、現在のところ1季につき2晩を想定しております。

加えて、高高度の音声記録については、東側には風況ポールがないため、樹木を活用した調査を予定しております。樹冠部より上空での活動状況を把握する目的としています。

また、コウモリ調査の際には、天気や月齢などを合わせて記録し、風況ポールによる風速や風向データを活用しながら整理したいと考えております。

【17】

《方法書》 p6. 2-38, p6. 2-43 (p264, p269)

渡り鳥（小鳥）の衝突確率を求めるには、例えば 100mx500m の帯状区画で観察しないと推定できませんが、今回はその方法は採るのか事業者の見解を伺いたい。

また、p 269（第 6. 2-3 図(7)）では東側に定点が無いですが、p 264（第 6. 2-3 図(2)）の定点を使って、渡りの時期に実施していただきたい。

（由井 正敏委員）

【回答】

今回の区域では、渡り鳥の帯状区画を採用する計画で進めております。地点としては、牧草地や伐採跡地などが設定できることから、区画については、今後詳細な設定を行っていきます。

また、東側の定点については、稜線上への設定を考えておりますが、いずれも樹林地が続いており、広い視野のとれる場所がありません。そのため、対象事業実施区域周辺では南北に渡りの移動が見られると推測して、区域外にはなりますが、地形的に連続した場所として、St.7 を東側の代替的な地点をして選定しております。

【18】

《方法書》 p6. 2-42 (p268)

コウモリの調査地点が、東側の風車列にまったく無いのは問題である。事業者の見解を伺いたい。

（由井 正敏委員）

【回答】

東側の稜線部は、車による移動が困難なため、捕獲地点を設けるのが難しく、方法書では捕獲地点として西側を中心に設定しておりましたが、その後検討し、地点として設定できなかった東側においては樹木を活用したバットディテクターによる高高度飛翔状況調査を実施する計画をしております。

【18】

《方法書》 p6. 2-44 (p270)

希少猛禽類の観察定点についてですが、定点からの可視範囲図を示していただきたい。

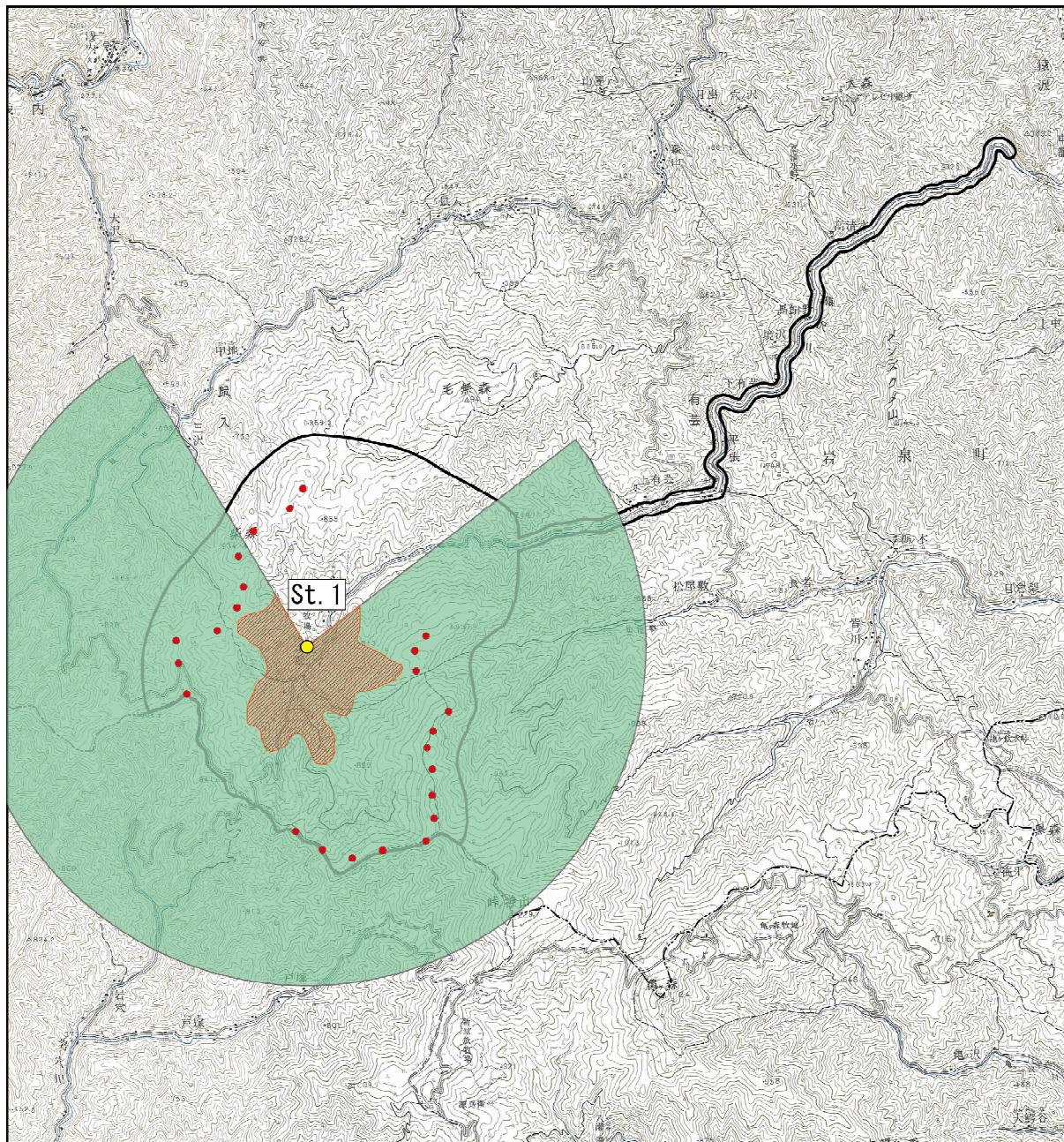
また、前回の審査会でも述べたように、本事業区周辺には3ペア以上のイヌワシが生息し、遠方の牧草地を利用しています。

よって、事業区域の重要性を判断するためには、周辺の牧草地も同時に観察する必要があることから、本事業区域周辺 30 k m圏の牧草地の分布図を示していただきたい。



（由井 正敏委員）

【回答】



現在、設定している定点の可視範囲図を次のページに示します。また、30km 圏の牧草地の分布図を可視範囲図の次に示します。



凡 例

-  対象事業実施区域
-  風力発電機

視野範囲

-  上空が見える範囲 ※半径4kmの円を目安としている。
-  目視可能な地表面

1:75,000



視野範囲図 1 (St. 1)